ります。
ります。
ります。

りと取り組んでまいる所存でございます。姿勢の下で、効果的な各種啓蒙啓発活動にしっかピーチが許されないものであると、そうした強い引き続き、法務省といたしましても、ヘイトス

仁比聡平君(終わります。

所属の田中茂です。 田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無

す。

、大変御尽力いただき、心から感謝申し上げまん、大変御尽力いただき、心から感謝申し上げま小川先生、前川先生、また関与された議員の皆さ、今回、人種差別撤廃施策推進法案作成に当たり、

なったのではないかと、私はそう評価はしておりります。ある意味じゃ、これも啓発活動の一環にたように、啓発活動、非常に大事だとは思っておを呼んでおりますが、先ほど猪口先生おっしゃっ今回、この法案を提出されてかなり社会的反響

ます。

ついて改めて説明をお伺いしたいと思います。も踏まえ、今回の法案提出に関する背景と意図にあるのではと、そう拝察しますが、それとの関連設置法案及び人権救済機関設置法案に続くもので設置法案は平成二十四年に閣議決定された人権委員会法案は平成二十四年に閣議決定された人権委員会

ます。 
 委員以外の議員(前川清成君) 田中委員から 
 委員以外の議員(前川清成君) 田中委員から

今委員からお話がございましたように、お隣の小川委員は民主党政権で法務大臣をお務めになられました。その民主党政権で人権委員会設置法とけれども、この人権委員会設置法と今回の法案と、けれども、この人権委員会設置法とって廃案となってしまいました。 お別の元種を世の中からなくしていかなければならない、広い、底辺の意味においては共通しているかと思います。

程に置きまして、その個別具体的な事件についてのを設けまして、個別具体的な人権侵害事案も射ただ、人権委員会設置法は、人権委員会という

たものでございます。るいは説示をしたり、様々な具体的な活動を伴っ調査をしたり、調査に基づいて告発をしたり、あ

ます。
ます。
ということにとどまっておりまして、先ほどからということにとどまっておりまして、先ほどからということにとどまっておりまして、先ほどから会設置法と今回の法案、これは背景も内容も大きく異なるのではないか、こんなふうに考えております。

はよく理解するものであります。 田中茂君 ありがとうございます。背景として

次の質問なんですが、先ほど来、私も最後の方で難しい、私はそう思ってはおります。
このへイトスピーチの定義というのはなかなか難しいのではないかと。先ほど来、皆さんおっしゃっていましたが、どこからがヘイトスピーチの定義、その価値判断は人によって様々でもあるわけです。その価値判断は人によって様々でもあるわけです。その価値判断は人によってはおりますので、私も関きして、私も最後の方でが、人によります。

んですが、著しく不安若しくは迷惑を覚えさせるただ、先ほども仁比先生、ちょっと触れられた

ていただきたいと思います。
しているのか、その辺の線引き誰がするのか、不しているのか、その辺の線引き誰がするのか、不していただきましたので、この辺の質問は割愛させと思ったんですが、先ほど先生がその苦労話をしと思ったんですが、先ほど先生がその苦労話をしと思ったんですが、先ほど先生がその苦労話をしていただきたいと思います。

現況を教えていただけませんでしょうか。
ているのか。例えば、欧州、北米を含むOECDで、現在世界の各国ではどのような規制が行われて、現在世界の各国ではどのような規制が行われては、現在世界の各国ではどのようなものは人種差別禁イトスピーチを禁止するようなものは人種差別禁イトスピーチを禁止するようなものは人種差別禁

1。 政府参考人(下川眞樹太君) お答え申し上げ

ているわけではございません。で、必ずしもその制度の詳細につき全て把握できてそれぞれの法制度、法体系を有しておりますのしては、固有の歴史的な体験を背景にいたしましり日の日の加盟各国のそれぞれの法体制につきま

差別を扇動、助長する言動を規制する何らかの法理由に誹謗中傷する言動又は人種等を理由とするか国のうち大多数の加盟国においては、人種等を調査を行った範囲では、OECD全加盟国三十四その前提で申し上げますれば、外務省において

設けているものと承知しております。 令があり、うち三十か国において何らかの罰則を

他方、韓国及び少なくとも連邦法レベルの米国

に承知しております。 言動を規制する法令は存在していないというふう動又は人種等を理由とする差別を扇動、助長するにおきましては、人種等を理由に誹謗中傷する言

田中茂君 ありがとうございます。

しょうか。

しょうか。

しょうか。

に質問させていただきますが、第三条一項二次に質問させていただきますが、第三条一項に対して侮辱罪や名誉毀損去、ヘイトスピーチに関連して侮辱罪や名誉毀損去、ヘイトスピーチに関連して侮辱罪や名誉毀損去、ヘイトスピーチに関連して侮辱罪や名誉毀損とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動とする侮辱、嫌がらせるの人種等を理由とするの者に対しますが、第三条一項二

れていた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれていた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこからたたき出せ、そもそもこの学校の土地も不本からたたき出せ、そもそもこの学校の土地も不本からたたき出せなどと怒号して、同校校長二十一年十二月、京都市の京都朝鮮第一初級学校ニ十一年十二月、京都市の京都朝鮮第一初級学校にして、北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本からたたき出せなどと怒号して、同校校長においた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれていた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれていた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれていた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれでいた物品を倒すなどして喧騒を生じさせたこれでいたがいる。

あるものと承知しております。 りいずれも有罪判決を受けた、こういった事案がとにつきまして、威力業務妨害罪、侮辱罪等によ

事事件というものはなかったんでしょうか。絡む、ヘイトスピーチを含めての、関連しての刑田中茂君 それ以前には、こういう刑事事件に

については把握をしておりません。いて網羅的にこういったものがなかったかどうかして挙げさせていただきましたが、それ以前につ政府参考人(林眞琴君) これは一つの事例と

度を変えて質問をさせていただきます。 生、同じような質問をされましたが、私は若干角差別的言動という表現の中の不当、先ほど矢倉先差明の言動という表現の中の不当、先ほど矢倉先田中茂君 次の質問に移らさせていただきます。

ますが、誰がどのような形で不当であるという判ますが、誰がどのような形で不当であるという言葉ですが、誰がそれをどういたは、生は限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりとには限界があるのではと、私はそう思っておりといば、誰がどのような形で不当であるという判ますが、誰がどのような形で不当であるという判ますが、誰がどのような形で不当であるという判ますが、誰がどのような形で不当であるという判ますが、誰がどのような形で不当であるという判定がであるという判定が、まずが、まがどのような形で不当であるという判定がであるという判定がであるという判定があるという判定があるという判定があるという判定を表すが、まずが、まがどのような形で不当であるという判定では、まずが、まがというによりによりますが、まがというとは、まずでは、まずでは、まずであるという判定があるという判定があるという判定があるという判定を表する。

断をするのか。

してはありますので、そうした合理性を有する区

て、お考えをお聞かせください。いかという危惧もありますが、それらの点を含め動において洗脳的な刷り込みが行われるのではな動において洗脳的な刷り込みが行われるのではな事に、主観的あるいはバイアスが掛かった価値また、主観的あるいはバイアスが掛かった価値

はなくて、むしろ行政の在り方として、合目的性 それはほかの人と比べて異なった扱いをするわけ ですから差別扱いになるわけであります。 に対して何らかの支援をするというような行政を 社会的に弱い立場にあるときに、そうした方たち うした差別を受けるような属性を持っている方が のは、不当でないような区別をすることがある。 ます。それについて更に不当という言葉を設けた いわゆる差別行為そのものが許されないのであり いますが、元々この差別的取扱いも差別的言動 差別的言動という点のこの不当ということでござ ます。まず、不当な差別的取扱いあるいは不当な を有する正当な区別であるわけでございます。 この差別扱いは、決して違法、不当な差別扱いで 行うことがあるわけでございます。 そうした場合 もう少し具体的に言いますと、行政などが、そ 小川敏夫君 幾つか順番に答弁させていただき ただ、

いますか、そういう合理性を有した区別も言葉とですから、そうした差別といいますか区別とい

別を除いた本来的な許されない差別という意味で、別を除いた本来的な許されない差別であるかどうかというところのものではないわけでございますので、誰かがこの不当などの治さいも、そうしにおいて不当かどうかということを示すために用いた言葉でございますので、誰かがこの不当をどういうふうに判断するかというところのものではないわけでございますので、誰かがこの不当をどういうふうに判断するかというところのものではないわけでございますの違法性、すなわち許されない差別であるかどうかを誰が判断するのかという点の御指摘がございます。

判断する場面が出てこないわけでございます。つものは必要がないわけでございます。つまり、ことになるわけでございますが、この法律では刑ことになるわけでございますが、この法律では刑とのものは必要がないわけでございまする検察、あるいと、それは摘発する警察、起訴する検察、あるいと、それは、例えばこの法律が刑罰法規であります

るとかいうような行政処分というものが伴いますそれを行っている団体に対して何らかの処分をすその場でそれを規制して排除するとか、あるいは行為があったら行政庁がそれを規制すると。すぐそれから、行政的な面で、例えばこういう差別

ども、これはあくまでも理念を定めた法律でござ 策を行うなら行政庁、立法なら国会が、あるいは うな場面場面におきまして、それぞれの、 をしていくということになります。 くかという、その場面においてその担当者が判断 を盛り込んだ施策を講じていくか、規定をしてい レベルでこの理念を生かしてどのようなこの理念 条例であれば自治体が、そういう担当者が、その 公の施設の使用規則を定めるという、そういうよ 地方自治体が条例を作る、あるいは地方自治体が の行政的な施策を行う、あるいは国会が立法する いますので、この理念を生かして各省庁が何らか での判断するという場面もないわけでございます。 のも予定しておりません。 ですから、そういう面 の法律はそうした具体的な行政庁の処分というも るという場面があるわけでございます。 言うところの差別行為に当たるかどうかは判断す のか許されないものかといいますか、この法律に と、その処分をする行政官が、これが許されるも じゃ、一体何なんだということになりますけれ ただ、こ その施

のかなと、このように考えております。判断する場面というのはこの法律においてはないだ律に適合するか適合しないかを誰かが具体的に法律に適合するか適合しないかを誰かが具体的にという場面ではなくて、やはり総合的な施策の中という場面ではなくて、やはり総合的な施策の中という場面ではなくて、やはり総合的な施策の中

ございますので、この法律が何かを、そうした行 思っております。そのような構成でございますの どのように教育に生かしていくかということにつ れませんけれども、そこから先のそれを具体的に 政の判断を、人種差別をしてはならないという理 をそこが公平に主体的に決めていくということで 生かして、これを踏まえてその教育に関する方針 教育なら教育を行うその所掌の行政がこの理念を とは全く定めていないわけでありまして、これは れを実施するためにどういう教育をしろというこ いようなという包括的な表現でございまして、そ 教育と、あるいは啓発の在り方も、具体的にこう 込んだ教育ということにはならないのではないか で、この法律がそうした偏った教育あるいは刷り 公平、自由な、自主的な判断に委ねておりますの で、この法律では、判断者が定まっていないから 自主的に判断して行っていくことだというふうに きましては、それを実施する機関が公平にそして 念を生かしたというところでは強制するのかもし いうことをしろとは書いておりません。 と、このように考えております。 ことは、それは教育を行う場面でのその教育者の よく分からないという問題は生じないのかなと。 田中茂君 それから、特に教育の場面で刷り込みとかいう それから、教育の点でございますが、これも、 ありがとうございます。 差別がな

> うケースが多いと思っております。これは、 がされているとは思っております。 ある人物によ 労をされているんじゃないかというのを拝察する 難しいのではないかということで、今そういう苦 の辺がかなり曖昧じゃないかな、その辺が非常に の場合、その被害者と加害者がどうなるのか、 まで被害者と加害者が、その利害関係がはっきり 的な通報窓口が設けられることで対処されるとい 応も違う、温度差があるもののケースがあると。 断というのは、人によって解釈や受け止め方も対 るある人物に対する言動がセーフかアウトかの判 ニティーハラスメントとか、いろんなものが議論 問題として、 例えばパワハラとかセクハラ、マタ いていまして、本当に法案を作るのは大変だなと しているからそうなると思っておるんですね。 いうのをしみじみ感じているわけであります。 示列挙的な具体例を含めたガイドラインや第三者 方、企業などは、組織の場合には、その中で例 その部分でいえば、主観的な判断を求められる 大変御苦労をされているんだなという、お話聞 あく そ ے

ることの判断基準や境界どこに置くかが、その不という、この著しく不安若しくは迷惑を覚えさせという、不当な差別的言動をしてはならないことの第三条二項の著しく不安若しくは迷惑を覚えさいの質問に移らさせていただきますが、今法案

次第であります。

るわけであります。扱うかが、これらがまさに課題になると思ってお当という基準をどこに置くか、あるいはどう取り

んでしょうか。 うな規定ぶりであるのか、お聞かせいただけませこれに該当するような条項が諸外国にはどのよ

ます。 政府参考人 (下川眞樹太君) お答え申し上げ

各法制の詳細につき把握、全部できておるわけ ではないという前提で申し上げれば、例えばドイ ではないという前提で申し上げれば、例えばドイ ツでは、刑法の民族扇動罪に当たる行為として、 のような特定の集団、国民の一部又は個人に対し、そ のような特定の集団等に属していることを理由に のような特定の集団等に属していることを理由に は中傷することによりその人間の尊厳を害すると は中傷することによりその人間の尊厳を害すると いったようなことが挙げられております。

示される著作、印刷物、図画、この二つにより、目には、公の場又は集会において販売され又は展又は集会における演説、大声又は脅迫、また二つの出自等を理由とする差別等の公然の扇動罪といまた、フランスでは、出版の自由に関する法律

いるというふうに承知しております。又は暴力の扇動といったようなことが挙げられての帰属、不帰属、性別等を理由とする差別、憎悪その者の出自、特定の民族、国籍、人種、宗教へ

な例があるということでありましょうが。 各国でもいろんなことは考えていると、いろん田中茂君 ありがとうございます。

ところで、最近インターネットで行われたヤフーの意識調査、ヘイトスピーチを法律で規制すべきであるというのが三五・九%、そのほ規制すべきであるというのが三五・九%、そのほは全く思ってはおりませんが、現段階では、意識は全く思ってはおりませんが、現段階では、意識としては規制すべきではないという意見の方が大としては規制すべきではないという意見の方が大としては規制すべきではないという意見の方が大としては規制すべきではないという意見の方が大としては規制すべきではないという意見の方が大としては規制すべきではないという意見の方が大きが表していると思われますか。

を員以外の議員(前川清成君) これまで何度 も答えさせていただいておりますけれども、この も答えさせていただいておりますが、 るいは何らかのサンクションを与えたりという意 味における規制を定めたものではございません。 味における規制を定めたものではございません。 はならないとして書かせていただいておりますが、 これは、国民の意識を高める、そして政府や地方 自治体の施策がそれによって行われるというふう 自治体の施策がそれによって行われるというふう な基本原則を定めたものでございます。

ではないかと思います。

ではないかと。この法案は規制するものではございたとすれば、その問い自体が正しくなかったのでたとすれば、その問い自体が正しくなかったのではございいと。この法案は規制するものではございたので、そういう正しく法案の中身が世論調査に反映されていたらば、違う結果が得られたのではないかと思います。

うふうに考えております。もっと正しく、正確に伝える必要があろうかといいずれにしても、国民の皆さん方にこの問題を

います。

います。

田中茂君 人種等を理由として侮辱する表現、田中茂君 人種等を理由として場に対して人を差別する。

田中茂君 人種等を理由として侮辱する表現、

野だと感じています。 野だと感じています。 ただ、こういった との内容が極めて過激で、攻撃的で、人格をひ はその内容が極めて過激で、攻撃的で、人格をひ にかたり、その個々人の受け といるように、広範にわたり、その個々人の受け といるように、広範にわたり、その個々人の受け といるように、広範にわたり、その個々人の受け といる、こういった

表現、結社の自由を侵害するものであるという概ますと、様々であります。憲法で保障されている例えば、意識調査のときに、その反対理由を見

完全に同意する次第であります。 ような発言は許すべきではないという点は、私もります。民族とか国籍を一くくりにして評価する根絶する努力も必要ではないかと、そう考えてお根がらこそ、規制ももちろん大事ですが、このだからこそ、規制ももちろん大事ですが、この

か、逆差別の懸念についてはどうか。また、表現別にもつながらか、憲法で保障された表現の自解決につながるのか、憲法で保障された表現の自解決につながるのか、憲法で保障された表現の自解決につながるのか、憲法で保障された表現の自いという権利を制約することにつながらめたのが、憲法で保障された表現の自由という権利を制約することにつながらめております。

ではないかという意見もあるかもしれません。に反しない限りはいいのではないか、規制もいい権利には責任を伴うものもあります。公共の福祉権利には責任を伴うものもあります。公共の福祉の自由が保障されているといっても、先ほど来皆

ます。

んでしょうか。についての率直な御意見をお聞かせいただけませた点、いろいろ検討されたと思いますが、その点この点について、法案作成に当たって留意され

と思うのでありますいという現実があるわけでございいできないし、またそれを明確に違法とするといきできないし、またそれを明確に違法とするといいの法律もないという中で、なかなかこのヘイトスと、まだ、残念ながら、ヘイトスピーチという行為にだ、残念ながら、ヘイトスピーチという行為ます。

ですので、まず何よりも法で対応する前に国民

もう委員御指摘のとおり、私も全く同感でございを構成するということが最も大事だということはの意識としてそうした差別がない社会というもの

的な対策を講じた法律の内容になっております。 うした施策を検討する審議会を設けるなどの総合 う別の名称をいただいている部分もございますが、 盛り込まれているところでございます。 そうしたことがなされない社会を構築するという るということも必要だけど、それよりも優先的に 針、こうしたことを国が取るように、あるいはそ という社会を構成するための様々な施策、基本方 ので、ヘイトスピーチ規制法あるいは対策法とい ことも、努力するための様々な施策もこの法案に めた人種的な差別的な行為、これは法律で規制す いう差別は許さない、ヘイトスピーチも許さない に対する基本法でございまして、そうした、そう 法律そのものはヘイトスピー チも含めた人種差別 私どももヘイトスピー チを念頭に置いております なお、この法律は、ヘイトスピーチということ、 したがいまして、こうしたヘイトスピーチを含

ていないので、今回の立法に及んだという次第で残念ながら政府の方からはそうした対応がなされうした取組が完全な形でなされていれば私どもものよりも、この法案ができる前に行政の方でそ

は、また、

して違法だという判断をしておるわけです。して違法だという判断をしておりますが、こ別的な発言についての判断をしておりますが、ここで、この発言が表現の自由ということを排斥する理由として許されるものではないということを排斥する理由として許されるものではないということを排斥する理由として許されるものではないということを排斥する理由として許されるものではないということを排斥する理由として許されるものではないから裁判所はけでありますけれども、法律がないから裁判所はけでありますけれども、法律がないから裁判所はけでありますけれども、法律がないから裁判所はけでありますけれども、法律がないから裁判所は人種差別撤廃条約を持ち出して、その趣旨に照らして違法だという判断をしておるわけです。

で、施策の中で生かされていくのかなと、このように考えております。 で、施策の中で生かされていくのかなと、このように考別は許されないという、こうした理念法があれば、裁判所ももった法律ができれば、司法の判断も、それから、司法以外の様々な判断の場においてもしっかりと、司法以外の様々な判断の場においてもしっかりと、司法以外の様々な判断の場においてもしっかりと、こういった法律ができれば、司法の判断も、それから司法以外の様々な判断の場においてもしっかりと、こういった法律ができれば、司法の判断も、それから司法以外の様々な判断の場においてもしっかりと、こういきの言動あるいはへイトスピーチは許されないんだという。 というに考えております。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策

委員長 (魚住裕一郎君) 田中君、 時間です。

田中茂君 ありがとうございます。

はもう同意する次第であります。 れは国際条約の理念でもありますので、 会的弱者の皆さんには配慮をするというのは、 人種等を理由とする差別は徹底的に撤廃し、 それは私

えていただきたいと、 ので、その点を検討していただきながら今後も考 られるということが最も大事だと思っております ただ、その前提として、 そう思っております。 広い国民的な理解を得

どうもありがとうございます。

しくお願いします。

谷亮子君 谷亮子です。

本日は、

本年五月二十二日に、

民主党及び社会

発議者の方々並びに、 策の推進に関する法律案につきまして、 ました人種等を理由とする差別の撤廃のための施 本日は大臣にも御出席いた 本法案の

民主党と無所属議員の皆様により本院に提出され

だいておりますが、 を行わせていただきたいと思います。 政府の皆様に対しまして質疑

差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づきまし 本法案は、 日本国憲法及びあらゆる形態の人種

等の基本原則を定めるとともに、 を総合的かつ一体的に推進するため、 国及び地方公共団体の責務、 差別の防止に関 基本的施策その 差別の禁止